

令和6年5月24日  
物流・自動車局物流政策課  
物流・自動車局貨物流通事業課

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」を閣議決定

本年5月15日に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和6年法律第23号)の一部の施行期日を定める政令が、本日、閣議決定されました。

## I. 背景

2024年問題に対応し、物流の持続的成長を図るための「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和6年法律第23号)が、本年5月15日に公布されました。

今般、同法の一部の施行期日を定めるための政令を制定します。

## II. 概要

- ①公布日から1月以内施行(改正法附則第1条第2号関係)  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う流通業務総合効率化事務に係る「出資」の業務追加【流通業務総合効率化法】
- ②公布日から3月以内施行(改正法附則第1条第3号関係)  
地方実施機関による荷主の違反原因行為の国土交通大臣への通知【貨物自動車運送事業法】

## III. スケジュール

法律公布: 令和6年5月15日(水)  
施行(1月以内): 令和6年6月1日(土)  
施行(3月以内): 令和6年8月1日(木)

### 【問い合わせ先】

物流・自動車局 物流政策課 内波、林田、小原、宇野 <全般、①関係>  
TEL: 03-5253-8111(内線: 41-802、41-831、41-823、41842)、03-5253-8799(直通)  
物流・自動車局 貨物流通事業課 鈴木、佐藤 <②関係>  
TEL: 03-5253-8111(内線: 41-323)、03-5253-8575(直通)